技能実習適正化支援センター
Technical Intern Training Support Center

TITSC NEWSLETTER 2024 年 9 月号 E-mail: info@titsc.org

技能実習適正化支援センターの渡邉です。技能実習制度が育成就労制度に変わろうとしている今、技能実習制度について「４つの関係者」の面から少し振り返ってみようと思います。技能実習制度と育成就労制度の最大の違いは、技能実習制度があれだけ大切にして訴え続けた「国際貢献」という概念が育成就労制度にはないという点です。技能実習制度の目的である「国際貢献」は、制度設計上の根幹です。それは、悪評高い「前職要件」や帰国後の「復職要件」などに表現されています。まさに「入口」から「出口」を含むすべての考え方のベースにあるものです。技能実習制度と育成就労制度の仕組みには、表見上大きな違いが見られません。しかし、「国際貢献」という制度の根幹をなくすということは、制度に抜本的な変更を与えるものです。そのことについて「４つの関係者」の面から述べてみます。

■ 「４つの関係者」

技能実習制度には、４つの関係者しか存在しないことになっています。すなわち日本側の「監理団体」と「所属機関（会社）」と、送出国側の「送出機関・所属機関（会社）」と「技能実習生」本人です。これ以外は、原則として制度に主体的に関与することが想定されていません。したがって、日本側で技能実習生の受け入れを希望する会社を監理団体に橋渡しする人や、送出国側の実習生候補者を送出機関に紹介する人などは、第三者機関であり部外者です。特に、そういった人々がお金を受けている場合は、ブローカーとして問題になります。このようにして、技能実習制度は関係者を４つに制限することで、複雑な制度をシンプルに描き不適切な関係者を排除するようにしています。

しかし、現実には上記４つの関係者以外にも多くが技能実習制度に関係しています。例えば、日本側では、入国直後の１か月間の講習を外部委託される日本語学校、日本語支援や外国人の生活サポートを行う NPO・NGO、また、監理団体や会社を側面支援する TITSC のような行政書士や社労士、さらには労働組合などです。送出国側なら、送出手数料を貸し付ける銀行や派遣前教育を実施する大学などがあります。これらの第三者機関は、技能実習制度が想定する「４つの関係者」のいずれにも該当しません。ブローカーのような悪質な第三者機関でないにしても、部外者であることには変わりありません。したがって、「超えてはならない一線」が存在します。部外者であるにも関わらず、「４つの関係者」のように行動することは認められません。最近では定着した感がありますが、特に入国直後の１か月間の講習を監理団体から外部委託される日本語学校は、長い間微妙な存在でした。つまり、講習の実施主体は監理団体である必要があり、講習は外部機関に丸投げできるものではないからです。考えてみれば、講習の実施は監理団体の主要な業務の一つとも言えます。実習生が日本で安定した生活を送れるよう企画する力の見せ所だし、監理団体の特徴が出る部分でもあります。講習の実施について、監理団体は実習生にとって何が必要か頭を悩ませて様々な工夫をし、多くの面白い取り組みが存在します。部外者である日本語学校が、どこまで関与できるかは慎重に取り扱われてきました。

「４つの関係者」のいずれでもない第三者機関にとって、どこまで制度に関与して良いかは善悪が紙一重です。昨日まで良かったことが、今日から NG の可能性がある微妙な状況にあります。過去には、監理団体が実施すべき業務を担

っていたとして第三者機関が逮捕された例もあります。技能実習制度は、材料費が必要となる物品の売買とは異なり、人材派遣のように元手が少なく儲かるという認識が一般にあります。これは必ずしも事実ではないと思うのですが、送出人数が増えるほど指の宝石が増え、帽子の傾きが大きくなる送出機関職員はいます。技能実習制度は、「国際貢献」が軸となっているので、そういった儲け主義に走ってしまうと良くないのかもしれません。一方、やり方が上手いなと思った第三者機関が NPO・NGO です。NPO・NGO は、純粋なボランティア活動として技能実習制度に関与している場合が多いと思います。お金が発生しないので問題になることがありません。ある NPO・NGO は、表向きは技能実習生のための日本語教室で、ボランティア活動として無償提供されていました。しかし、ボランティアだけで生活できる訳もなく、実際には実習生の問題解決にあたり会社に対して有償サービスを提供していました。ボランティアによる日本語教室なので実習生が集まります。そして実習生が心を開き相談をするようになり、問題が集まります。微妙な立ち位置で制度に関わっていることをよく表していると思います。

育成就労制度になると、この「４つの関係者」の考え方はなくなるのではないかと思います。誰がいくら儲けようと文句の付けようがなくなり、関係者を制限して部外者を排除する必要性が薄まるからです。「超えてはならない一線」は存在し続けると思いますが、その線がだいぶ奥の方に移動することになると思います。活動範囲が広くなることから、技能実習制度における第三者機関は、より一層制度への関与を強めることとなるでしょう。「国際貢献」のタガが外れるため、制度説明や運用はし易くなると思いますが、管理は難しくなるはずです。そして管理のための発想の出発点と拠り所は、間違いなく次のとおりです。「単なる労働力ではなく、育成を目的とした制度なのだから」。

~~~
~~~